

## 誓約書

令和 年 月 日

新宿区長 宛て

所在地  
団体の名称  
代表者氏名

新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の指定を受けるための申請にあたり、募集要項「第4 募集内容等・3 応募者の制限」のいずれの事項にも該当しないことを誓約します。

また、当該宣誓に虚偽があった場合、失格となることについて同意します。

## 募集要項「第 4 募集内容等・ 3 応募者の制限」抜粋

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- 2 管理を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していないもの（会社更生法に基づく公正手続きの開始申立てをしている、民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをしているもの、その代表者が破産者で復権を得ないもの等）
- 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）又は第 8 条第 1 項第 1 号（一定の取引分野における競争を実質的に制限することの禁止）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過していないもの
- 4 指定管理者として行う業務に関連する法規（自治法、労働関係法規、新宿区公契約条例、新宿区公の施設の設置管理に係る各条例、個人情報保護に関する法律、新宿区暴力団排除条例等の関係法令のほか、新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準、情報セキュリティポリシー、金銭会計マニュアル等設管理において遵守すべき規程類、その他必要と認められるもの）に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過していないもの
- 5 代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 3（強制執行行為妨害等）又は第 198 条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され又は公訴を提起された日から 3 年を経過していないもの
- 6 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2（普通地方公共団体の議会の議員の兼職禁止）、第 142 条（普通地方公共団体の長の兼職禁止。同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の兼職禁止）の規定に抵触することとなるもの
- 7 団体が次のいずれかに該当するもの
  - 最近 3 年間に於いて、国税及び地方税を滞納しているもの
  - 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた日から 5 年を経過しないもの
  - 本区における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は不正の利益を得るために連合したものとして区又は関係機関に認定された日から 5 年を経過しないもの
  - 本施設の選定評価委員会及び事業評価委員会の委員が、経営又は運営に直接関与しているもの
  - 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 新総財第 550 号）の有資格者を応募団体と読み替えた場合に、指名停止の基準に該当するもの又は暴力団等に関する措置として入札に参加させないものに該当するもの
- 8 新宿区指定管理者に係る暴力団等排除措置要綱（平成 26 年 12 月 19 日付け 26 新区危危第 1203 号。以下「暴排要綱」という。）別表に定める措置要件に該当するもの